

負担軽減制度のご案内

令和7年8月～

施設サービス等における食費・居住費の軽減（負担限度額）

施設サービス・短期入所を利用した際の食費と居住費に限度額を設定し、費用負担を軽減します

【要件】世帯全員が市民税非課税であること（配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者も非課税であること）
年金収入等の額や預貯金等の額が下表の要件を満たしていること

所得 段階	年金収入 等 の要件 （※1）	預貯金等 の要件	食費【日額】		居住費【日額】			
			短期 入所	短期入所 以外	多床室 （※2）	ユニット型		従来型 個室 （※3）
						個室	準個室	
基準 額			1,445円	1,445円	915円 697円 437円	2,066円	1,728円	1,231円 1,728円
第3 段階 ②	120万円超	【単身】 500万円以下 【夫婦】 1,500万円以下	1,300円	1,360円	430円	1,370円	1,370円	880円 1,370円
第3 段階 ①	80.9万円～ 120万円	【単身】 550万円以下 【夫婦】 1,550万円以下	1,000円	650円	430円	1,370円	1,370円	880円 1,370円
第2 段階	80.9万円以下	【単身】 650万円以下 【夫婦】 1,650万円以下	600円	390円	430円	880円	550円	480円 550円
第1 段階	生活保護受給者 等		300円	300円	0円	880円	550円	380円 550円

- ※1 年金収入等 ＝ 公的年金等収入額（非課税年金を含む）＋ その他合計所得金額
- ※2 額を3段で表示している欄は、上段が介護老人福祉施設、中段が「その他型」または「療養型」の介護老人保健施設及び「Ⅱ型」の介護医療院（床面積8㎡/人以上）、下段がそれ以外の介護老人保健施設及び介護医療院の場合の額
- ※3 額を2段で表示している欄は、上段が介護老人福祉施設、下段が介護老人保健施設、介護医療院の場合の額

社会福祉法人による利用者負担の軽減

社会福祉法人が提供するサービスの利用料および食費・居住費の25%を減額します

※ サービス種別や所得段階に応じて軽減の対象となる費用が異なります

【要件】世帯全員が市民税非課税であること
世帯の年間収入が1人世帯で150万円、1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
預貯金額が1人世帯で350万円、1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
負担能力のある親族等に扶養されていないこと
介護保険料を滞納していないこと

高額介護サービス費

世帯内で同じ月のサービス利用料が次の額を超えた分を払い戻します

段 階 区 分	利用者負担上限額（月額）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	（世帯） 140,100円
課税所得380万円（年収約770万円）以上 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	（世帯） 93,000円
上記以外の住民税課税世帯	（世帯） 44,400円
世帯全員が市民税非課税	（世帯） 24,600円
前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80.9万円 等	（世帯） 24,600円 （個人） 15,000円
生活保護受給者	（個人） 15,000円

なお、対象となる方には市から通知が届きます。